

第2回小規模企業共済制度検討小委員会議事要旨

1. 日時：平成21年4月2日（木） 10:00～11:50

2. 場所：経済産業省別館8階 843会議室

3. 出席者

○委員：浅野委員長 後藤委員 田端委員 坪田委員 西沢委員 平川委員 吉岡委員 渡邊委員

○省内出席者：横尾事業環境部長 佐藤財務課長 吉村税制企画調整官
奈須野経営安定対策室長 最上中小機構室長

4. 配付資料

○資料1：議事次第

○資料2：委員名簿

○資料3：アンケート結果概要

○資料4：小規模企業共済財政シミュレーションについて

○参考1：個人事業主の事業承継に関するアンケート調査票（中小企業庁実施）

○参考2：小規模企業共済契約者の事業承継に関するアンケート調査票（中小企業基盤整備機構実施）

○参考3：累積欠損金解消計画（中小企業退職金共済事業本部）

5. 議事概要

○事務局より資料3・4について説明後、自由討議。主な発言は以下の通り。

- ・実態として、税務申告などの名義上は親が事業主であるが、実際に事業を担っているのは子というケースは現実には多いのではないかと。このようなケースでは、子の共済への加入期間が短くなってしまい、十分な退職金を確保できなくなってしまう。このような観点から、加入者範囲を拡大することがよいのではないかと。
- ・加入者範囲の拡大においては、外延をどう設定するかが重要である。「後継者」や「共同経営者」といった「名前」に振り回されないで、「事業主と同程度に事業に従事している」といった外形的な基準で見た方がよいと思う。
- ・「事業にどの程度従事しているか」だけでなく、「事業にどの程度『元手』を出しているか」ということも、事業への貢献という観点からのメルクマールとなるのではないかと。例として、①事業用の不動産等の貸付け、②事業資金の借入れに係る債務保証等が考えられる。ただし、この場合、貸付けや借入れを行っていないのであればメルクマールに用いることができないという課題はある。
- ・「事業への従事」という要件を設けた場合、その確認方法については検討が必要である。一

案として、

①第1段階で、事業と無関係の者を除き、

②第2段階で「経営者」なのか「従業員」なのかを判定して、その結果、「経営者」であると認められる者を小規模企業共済に加入させる

という方法もあるのではないかと。この場合、新規に加入を認める者が加入資格を満たしていることについて、客観的に判断できるよう必要な書類等を明確化することが実務の観点から重要である。

- ・個人事業主にとって小規模企業共済の掛金控除は大きなメリットであり、加入者範囲を拡大する場合には、新たな加入者対象者についても、掛金控除を受けられるようにする必要がある。ただし、「事業に従事している」ので「経営者」として小規模企業共済に加入でき掛金控除を受けられることと、「事業に従事している」ので「従業員」としての給与が専従者給与の対象となることについて、税務上の整理が必要ではないか。
- ・後継者や共同経営者を家族従業員として中退共に加入させ、後継者が個人事業主になった時点で小規模共済に移管するというような措置も考えられる。
- ・財政シミュレーションについては、いくつかシナリオが示されているが、「積極運用型」と「現状維持型」を比較しても、累積欠損金の解消時期は2年程度の差である。この程度の差異であれば、リスクを取らずに、「現状維持型」シナリオを採用して、市場の回復を待った方がよいのではないかと。
- ・予定利率の変更の検討も必要ではないか。例えば、今回、累積欠損金の解消の道筋を示した上で、〇年後に、累積欠損金が予定どおり解消せず、一定値を上回っている場合には予定利率を引き下げることをあらかじめ決めておくという方法もある。
- ・他方で、予定利回りの引下げは、加入者にとってデメリットになることには留意が必要である。予定利率の引下げについて選択肢として盛り込みつつ、実際の運用利回りが予定利率を大きく上回った場合には、付加共済金を支給することもあらかじめ決定しておくという対応もあり得るのではないかと。
- ・次回は、今回の議論にあった加入者範囲の拡大と予定利率の水準などを踏まえたシミュレーション結果を示したい。